

# 仕 様 書

## 1 一般事項

### (1) 目的

伊勢広域環境組合（以下「組合」という。）が設置した可燃ごみ処理施設の周辺環境に対するダイオキシン類の影響を調査するため、委託するものである。

### (2) 業務委託名

ダイオキシン類環境調査業務委託

### (3) 業務委託期間

契約締結日から令和3年9月30日まで

### (4) 施行場所

伊勢市西豊浜町地内ほか

### (5) 関係法令等の遵守

受託者は、組合が発注する「ダイオキシン類環境調査業務委託」（以下「本業務」という。）の実施にあたり、関係法令及び通達事項を遵守しなければならない。なお、履行期間中の関係法令等の改正等に適切に対応すること。

### (6) 安全衛生

業務にあたっては、労働安全衛生関係法規等に基づき、作業の安全を一義として、作業効率、作業能率の向上に努めること。

### (7) 疑義

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、組合に照会し、組合の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。

## 2 特記事項

### (1) 調査概要

調査を実施する回数、時期、地点数は、表1のとおりとし、それぞれ同一日に試料採取を開始又は実施すること。なお、調査地点の詳細については、別紙1を参照すること。

表1 調査の回数・時期・地点数

項目	調査回数	調査時期	調査地点数
大気質調査	1回	7月頃	2地点
土壌調査	1回	7月頃	10地点

### (2) 大気質調査の内容

ア 調査の実施に際して、サンプリング装置の設置は受託者の責任において行うこととし、電源の確保については組合で行うこととする。なお、サンプリング装置の設置場所は、配線、器具等は第三者に危害を及ぼさないよう保護すること。また、試料採取時には、サンプリング装置等の状況確認は設置業者が責任をもって実施し、異常等あれば適時報告をすること。(土曜・日曜の場合は翌日の月曜日に報告すること。)

イ 調査は、試料採取、分析に関してダイオキシン類の調査分析に係る知識、経験を有するものに行わせること。

ウ 測定方法は、「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(平成20年3月、環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室大気環境課)に基づき行うこと。

エ 試料採取は、1000l/min程度の中流量で7日間の連続採取を行い、総吸引量が1,000m<sup>3</sup>程度となるように行うこと。

オ 採取時の記録

- ① 採取方法
- ② 採取地点
- ③ 採取日時
- ④ 天候、温度、湿度、風向風速(風向風速は、現地でのサンプリング装置設置・撤去・見回り時及び気象台の連続記録)
- ⑤ 採取流量

### (3) 土壌調査の内容

ア 採取日は、比較的晴天が続いた日を選定すること。

イ 測定方法は、「ダイオキシン類に係る土壌調査マニュアル」(平成21年3月改定、環境省水・大気環境局土壌環境課)に基づき行うこと。

ウ 試料採取は、原則として、表層5cmの土壌について5地点混合方式で行うこと。

エ 採取時の記録

- ① 採取日時
- ② 採取時の状況、天候
- ③ 採取地点
- ④ 採取地点周辺の状況

- ⑤ 採取方法、採取地点間の距離
- ⑥ 採取試料の状況（含水率、強熱減量、土性等）
- ⑦ その他

#### (4) 事前打合せ

最初の調査（採取）日までに、打合せを実施すること。

#### (5) 提出書類

提出書類は以下のとおりとし、原則1部の提出とする。なお、調査結果報告書のみ印刷物を2部、データを1部とし、試料採取後45日以内に提出すること。

##### ア 着手前

- ・業務担当責任者及び主任技術者選任届
- ・作業行程表
- ・実施計画書（安全管理含む）

##### イ 業務中

- ・事前打合せ議事録
- ・調査結果報告書
  - ① 計量証明書
  - ② 試料採取の記録
  - ③ 測定方法の概要
  - ④ 測定地点の測定結果（風向・風速・温室データ、定量限界値、検出限界値を含む。）
  - ⑤ 内標準物質の種類と回収率
  - ⑥ クロマトグラム
  - ⑦ 測定箇所、測定地点位置図
  - ⑧ 状況写真（現場試料採取状況、分析状況等）
  - ⑨ 評価（異性体、同属体の濃度分布表作成等を含む）及び考察
  - ⑩ 精度管理報告書
  - ⑪ その他必要な事項
  - ⑫ ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第8条に定める測定結果報告書作成

##### ウ 完了時

- ・委託業務完了報告書

#### (6) その他

ア 分析結果については、その速報値が出た時点で直ちに報告を行うこと。

イ 調査地点、調査時期は、組合の都合により変更することがある。

ウ 基準値、指針値等を超える測定結果については、直ちに組合に報告し受託者がその原因究明、必要に応じて追跡調査（再採取、再分析等を含む）等を実施すること。

エ 調査日時については、事前に担当者より連絡するが調査日時の前日であっても対応できる体制を整えること。

別紙1 調査地点

